

良増殖審議会の意見をきかなければならない。

(都道府県の家畜改良増殖計画)

第三条の三 都道府県知事は、家畜改

良増殖目標に即し、当該都道府県につき、その種類ごとに、家畜改

良増殖目標を定めた場合には、当該

におけるその改良増殖に関する計

画(以下「家畜改良増殖計画」とい

う。)を定めることができる。

2 家畜改良増殖計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜の改良増殖の目標

二 計画の期間

三 種付け又は家畜人工授精の用

に供する家畜の雄で優良な血

統、能力及び体型を有するもの

の配置、利用及び更新に関する事項

四 前号に規定する家畜の生

産施設、家畜人工授精施設その

他家畜改良増殖施設の整備拡充

に関する事項

五 家畜の能力検定の実施及び改

善に関する事項

六 講習会、共進会等の開催その

他家畜改良増殖技術の改良及び

普及に関する事項

七 その他家畜の改良増殖を図る

ために必要な事項

3 都道府県知事は、家畜改良増殖

計画を定めようとするときは、畜

産に関する専門的知識又は経験を

有する者の意見をきかなければな

らない。

4 都道府県知事は、家畜改良増殖

計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の援助)

第三条の四 国は、都道府県知事が

前条第一項の規定により家畜改良

増殖計画を定めた場合には、当該

都道府県に対し、国所有する優

良な資質を有する家畜の貸付けそ

の他、当該家畜改良増殖計画の実施

に必要な援助を行なうように努め

るものとする。

(家畜改良増殖目標等と家畜の改

良増殖のための措置)

第三条の五 農林大臣又は都道府県

知事は、次条第三項の家畜の血

統、能力及び体型による等級に係

る基準又は第二十七条第一項の規

格を定め、その他の次章から第四章

までの規定を実施するに当たつて

は、それぞれ、家畜改良増殖目標

又は家畜改良増殖計画に即し、そ

の達成に資することとなるように

努めるものとする。

第四条の見出し中「種付」を「種付

け等」に改め、同条第一項中「種付

(家畜人工授精を含む。以下同じ。)

を「種付け又は家畜人工授精の用に

供する精液(以下「家畜人工授精用精

液」という。)の採取」に、「種付の用」

を「種付け又は家畜人工授精用精液

の採取の用」に改める。

第五条の見出し中「種付」を「種付

け等」に改め、同条中「種付の用」を

「種付け又は家畜人工授精用精液の

採取の用」に改める。

第九条第一項中「種付」を「種付

け」に改め、同条第二項中「種付に

関する事項」を「種付け及び家畜人工

授精用精液の採取に関する事項」に

改め、同条第四項中「種付を」を「種付けを」に改め、「若しくは精液

採取証明書」を削り、「家畜人工授精の用に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」という。)を「家畜

人工授精用精液」という。」を「家畜

人工授精用精液」に、「精液採取に

関する証明」を「精液採取に関する

証明書」に改める。

4 第二項但書の場合には、当該家畜

人工授精師は、当該家畜人工授

精用精液の注入を受けた雌の家畜

の所有者から精液採取に関する証

明書を要求されたときは、正当な

理由がなければ、これを拒んでは

ならない。

第二十二条第二項中「採取に関する

証明」を「精液採取に関する証明

書」に改める。

第三十二条中「第十五条の家畜人

工授精等」を「第十三条第二項の家

畜人工授精用精液證明書、同条第四

項の精液採取に関する証明書、第十

五条の家畜人工授精等並びに第二十

二条第二項の授精證明書及び精液採

取に関する証明書」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

(第三章の二 家畜登録事業

(家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の二 家畜につき、その

血統、能力又は体型を審査して一

定の基準に適合するものを登録す

る事業(以下「家畜登録事業」と

いう。)を行なおうとする者は、省

令で定める手続により、当該事業

の実施に関する規程(以下「登録規程」という。)を定め、これにつ

いて、その業務運営の改善に因し必

要な措置を採るべき旨を命ずること

ができる。

(業務の停止命令)

第三十二条の五 農林大臣は、家畜

登録機関がこの法律又はこの法律

に基づく命令に違反したときは、

家畜登録事業の業務の停止を命ず

ることができる。

2 第十九条第三項から第五項まで

の規定は、前項の場合に準用する。

(第三章の三 家畜改良増殖審議会)

3 家畜改良増殖審議会(以下「

家畜改良機関」という。)は、登

録規程を変更しようとするとき

は、省令で定める手続により、農

林大臣の承認を受けなければならない

ない。

4 農林大臣は、登録規程につき第

一項又は前項の承認の申請があつ

たときは、当該登録規程又は当該

変更後の登録規程の内容が、家畜

改良増殖目標に即するものと認め

られない場合及び家畜登録事業の

公正な運営を行なうのに適切なもの

と認められない場合を除き、その

承認をしなければならない。

5 家畜登録機関は、家畜登録事業

を廃止しようとするときは、省令

で定める手続により、その旨を農

林大臣に届け出なければならない。

(農林大臣の承認)

第三十二条の三 国は、家畜登録事

業の公正な運営を確保するため、

家畜登録機関に対して、助言、指

導その他必要な援助を行なうよう

に努めるものとする。

(必要措置命令)

第三十二条の四 農林大臣は、家畜

登録機関の業務がその登録規程に

違反すると認めるときは、当該家

畜登録機関に対し、期間を定め

て、その業務運営の改善に因し必

要な措置を採るべき旨を命ずること

ができる。

(会長)

第三十二条の九 審議会に会長を置

き、委員の互選によりこれを定め

る。

3 委員は、非常勤とする。

2 会長は、会務を総理する。

1 一二九

なうより義務づけたこと、農林大臣は、家畜の飼養管理、利用の動向及び畜産物の需要の動向等に合わせて、家畜の改良増殖の目標を定めて公表し、都道府県知事は、その区域内の家畜の改良増殖計画を定めること、及び農林省に家畜改良増殖審議会を設けること等であります。

農林水産委員会におきましては、十

月四日提案理由の説明を聽取した後、十一日及び十二日質疑を行ない、十二日討論を省略して採決いたしましたところ、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、この改正法の事業を実施するにあたり、単に家畜の改良にとどまらず、飼料対策、畜産物価格対策等、畜産振興のための基本対策を確立し、その実施に遺憾のない措置を講すべきであるという旨の附帯決議を付したのであります。

以上をもちまして御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

三案のうち、第三案、日程第二及び日程第四の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決できます。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第六 小型自動車競走法の一

部を改正する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、日程第六、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

○議長(清瀬一郎君)　日程第七、昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書、日程第八、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第九、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、日程第十、昭和十三年度物品増減及び現在額総計算書、右各件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。決算委員長鈴木仙八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鈴木仙八君登壇〕

○鈴木仙八君　ただいま議題となりました昭和三十三年度決算外三件についてまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
昭和三十三年度決算は、昭和三十一年十二月二十九日、第三十四回国会に内閣から提出され、同日決算委員会に付託されたのであります。
まず、その概要について申し上げますと、一般会計の決算額は、歳入において一兆四千五百三十七億円余、歳出において一兆三千三百十五億円余であり、その歳入超過額は一千二百二十一億円余となつております。

各特別会計の数は四十一であり、その決算額は、歳入において三兆五百八十五億円余、歳出において二兆八千二十七億円余であり、その歳入超過額は二千五百五十七億円余となつております。

國稅取納金整理資金の収納額は一兆五百九十一億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は一兆五百六十二億円余となつております。

政府関係機関の数は十二であり、その決算総額は、収入において一兆二千三百十七億円余、支出において一兆六百四十九億円余となつております。

次に、委員会における審議經過の概要について申し上げますと、当委員会は、昭和三十五年七月二十日第三回国会において、まず大蔵省当局より決算の概要を、会計検査院より決算検査報告に関する概要を聴取した後、主として予算が効率的に使用されたかいなかについて慎重審議をいたした次第であります。

委員会は去る第三十八回国会の昭和三十六年六月六日に審議を終了し、直ちに委員長から昭和三十三年度決算の議決案の提案があり、討論なく採決の結果、全会一致をもつて議決案の通り議決した次第であります。

重ねて今国会において当委員会に付託され、去る十月十日委員長から前回同様の議決案の提案があり、討論なく採決の結果、全会一致をもつて議決案の通り議決した次第であります。

議決の内容につきましては、会議録に掲載することといたしまして、朗読は省略させていただきますが、この概要について申し上げますと

一、予算が目的通り執行されたか、また所期の成果をおさめ得たか等の観点から検討するとき、総合的企画調整官庁に一括計上された後、関係各省へ移しかえ使用される予算の執行について、連絡、調整及び状況の把握が十分

六歲出決算外六件

に行なわれず、総合調整機関としての機能を果たしていないため、予算の効率的使用に欠けるものがある。(二省以上から支出される補助金及び公共事業費による施策についても、関係各省庁間の相互における連絡及び調整が不十分等のため、所期の行政効果が上がっていないものが認められる。各種補助金及び委託費等の交付を受けているるわゆる部外団体のうちには、事業内容が重複または類似しているものがあり、かつ、相互の連係が十分でないため、補助金等交付の成果をおさめていないものがあるので、政府は今後の財政運用に万全を期し、もって予算執行の実をあげるよう努むべきである。

二、昭和三十三年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、これを不当と認める。政府はこれら指摘事項について、それぞれ善後措置を講じて、その再発防止に万全を期すべきである。政府は今後の予算作成並びに使用にあたつて、決算審議の結果が十分に生かされるよう考慮するとともに、官紀の真正刷新を行なつて、財政運用の健全化をはかり、もつて国民の負託にこたえるべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項について異議がないといふものであります。

次に、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額總計算書につきましては、昭和三十三年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて七千七百二十七億円余、同じく減少した額は六千四十八億円余、差引純増加額は千六百七十八億円余であります。

て、本年度末現在額は二兆三千百二十九億円余となります。
昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、昭和三十一年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて二十三億円余、同じく減少額は八千万円余、差引純増加額は二十三億円余であります。本年度末現在額は八十六億円余となります。

昭和三十三年度物品増減及び現在額総計算書につきましては、昭和三十一年度中に増加した物品の額は七百九億円余、同じく減少した額は四百六十三億円余、差引純増加額は二百四十五億円余であります。本年度末現在額は一千二百二十四億円余となります。

以上三件は、昭和三十五年三月二十八日、第三十四回国会に提出せられ、同日本委員会に付託され、同年七月二十日大蔵省当局よりその概要を、また、会計検査院より検査報告に關する概要を聽取し、慎重審議いたしまして、前国会において、去る六月六日審議終了し、採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと全会一致をもつて議決をした次第であります。昭和三十三年度決算と同様、本会議の議法に至らなかつたのであります。よつて、今国会において当委員会に重ねて付託され、去る十月十日前回同様いざれも是認すべきものと全会一致をもつて決議いたしましたのであります。

なお、これら両件の委員会における審議の詳細については、委員会議録をおけるごらんいただきたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕
昭和三十三年度一般会計歳入歳出
決算、同年度特別会計歳入歳出決
算、同年度国税収納金整理資金受払
計算書及び同年度政府関係機関決算
書につき左の如く議決すべきものと
議決した。

〔參照〕

昭和三十三年度一般会計歳入歳出

決算、同年度特別会計歳入歳出決

算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算

書につき左の如く議決すべきものと
議決した。

(一) 本年度決算を予算がその目的に合つて効果的執行されたものと見

さて、効率的に執行されたが、また所期の成果を収めることを得た

か等の観点から検討するとき、必ずしも満足し得るものとはいひ難

く、なお改善を要するものが認められる。

政府は左記事項についてはとく
ニ留意せられ、適切な措置をとる

に留意のうえ、適切な措置をとり、
今後の財政運用に万全を期して、

もつて予算執行の実をあげるよう努めべきである。

(1) 総理府所管北海道開発庁にお
いて、北海道公共事業費予算は

建設、農林、運輸及び厚生各省
ニシテ、三九〇萬特二十萬石、

にそれを移すをられており
同じく経済企画庁において、国

土総合開発事業調整費及び離島振興事業費予算は厚生、農林、

通商産業、運輸及び建設各省に
それぞれ全額移管せられて いる

が、移替後の事業施行について

連絡、指導および状況の把握は必ずしも十分とはいひ難く、こ

これら各序が総合的、かつ基本的
な政策の全面及び調整を進む

た政策の企画及び調整を推進するうえにお改善を要するもの

が認められる。

分でない点があると同時に、事

業を担当する各省のセクション

リズムが大きい障害となつてゐるものと考へざるを得ない。政府はこれら各庁が総合的企画調整機関として、右諸経費との協調を確立して事業の円滑なる遂行を図るよう努むべきである。

(2) 外務、農林、通商産業、運輸、建設各省等において、移住振興費、貿易振興及び經濟協力費、公共事業関係費等が二省以上によつて支出されているが相互の連絡、調整の不十分等により行政効果が十分にあがつてゐないと認められるものがある。すなわち、外務省所管において、移住振興費から日本海外協会連合会に対し補助金が交付されているが、農林省所管農村振興費からも同連合会に補助金が交付されており、地方海外協会に対する分とともに補助金の交付がいたずらに複雑ならしめてゐる。

貿易振興及び經濟協力費については、外務省所管において、輸入制限対策事務委託費が支出され、一方、通商産業省所管において、貿易振興及び經濟協力費から事業費補助をうける日本貿易振興会においても同じく輸入制限対策費が支出されており、このほか海外經濟および技術調査費等に同様の事例がみられる。

(3) 報償費、調査活動費等の諸経費はその性質上支出の内容を外部に明らかにし難いものがあります。会計検査院は計算証明規則第十一の規定により証拠書類河川港湾事業等において、建設、農林、運輸各省等が相互に絡不十分のまま施行し、あるいは一部重複施行する等によって、土地利用の全体計画にそごを来たしたり経費の不經濟支出を招いたものが認められる。

また、地方公共団体等が施する公共事業に対する国庫補助金の交付にあたつて、農林、運輸、建設各省等が同一事業個所を重複査定している事例は逐年指摘されるところであるが、本年度もこれが跡を絶たない。

右事例はいずれも関係各省の協力および連絡不十分あるいは権限、機構の複雑化等により、経費の支出が多元的となる等のため関係事業の効率的遂行に支障を來たしていると認められるもので、その根底には(1)と同様関係各省に根強いセクションアズムがわだかまつてゐるからに他ならない。

政府はこの際行政部内におけるセクションアズムの積弊を打破し、行政権限の整理統合及び人事交流の促進等により関係各省の協調を密にし、もつて経費の効率的使用を心掛けるべきである。

(4) 各種補助金、委託費等の交付をうけるいわゆる部外団体は各省政府を通じて存在し、行政の補完作用をなす等の役割を果たしているが、その運営についてはなお、改善を要するものが認められる。すなわち、幹部職員はおむね補助金等の交付をうける関係各省出身者があつてられており、各省の活動に積極性が不足する傾向が一部にあり、なかには事業成績のはとんどみるべきものがないものも認められる。

また事業内容が同一または重複しているものがあるが、相互の連けい、調整が十分でないため、補助金等交付の効果が十分にあがつていいものがある。

政府はこれら部外団体を適宜一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第八ないし第十の三件を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 三件の委員長の報告は、いずれも是認すべきものと決したものであります。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、各件は委員長報告の通り決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第八ないし第十の三件を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 三件の委員長の報告は、いずれも是認すべきものと決したものであります。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、三件は委員長報告の通り決しました。

昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

右

昭和三十六年十月二日
内閣總理大臣 池田 勇人

昭和三十六年度分に限り、地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十二条第一項及び地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十一号)附則第二項の規定にかかるわらず、地方交付税の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれの測定単位の欄及び単位費用の欄に定めるものとする。

昭和三十六年十月十三日 衆議院会議録第九号 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

